―特集・変成する古代神話―― 「氏文」 研究の現在

日本紀講の

知

津田博幸

一注釈と創造

『古事記』の自注は口承されてきた正しい発音(聴覚映像) 『古事記』の自注は口承されてきた正しい発音(聴覚映像) で、「高天原」の「天」を「あめ」ではなく「高+天ま」で、「高天原」の「天」を「あめ」ではなく「高+天ま」で、「高天原」の「天」を「あめ」ではなく「高ま」で、「高天原」の語構成は「高天+原」ではなく「あま」と訓むよう指示した注が示しているのは、「天」が拘束形「あと訓むよう指示した注が示しているのは、「天」が拘束形「あま」で、「高天原」の語頭を高いアクセントが平声から上声に転は、固有名詞化に伴い「雲」のアクセントが平声から上声に転は、固有名詞化に伴い「雲」のアクセントが平声から上声に転は、固有名詞化に伴い「雲」のアクセントが平声から上声に転は、固有名詞化に伴い「雲」の神名の中核的部分が固有名にていることを示し、同時に、この神名の中核的部分が固有名である。という。

ころで、「土」の意のニは平声であったと推定される。そこで、を釈いてうではなく、親称の接尾語ととるものだったろう。と相がの形の上でも対立するよう、施注者が創作した(または、これは、両神がイザナキ・イザナミのように男女神としてば、これは、両神がイザナキ・イザナミのように男女神としてば、これは、両神がイザカーない。 たらにより説明するとこういうことだ。すなわち、るので、そちらにより説明するとこういうことだ。すなわち、るので、そちらにより説明するとこういうことだ。すなわち、で砂を意味するらしいウヒギ・スヒギの下に「邇」があれば、これは、両神がイザナキ・イザナミのように男女神としてば、これは、両神がイザカーは、施注者が創作した(また)といい。

小松は、これらの例はいずれも伝承の知識ではなく、施注者

男女の違いが表れないので「上」「去」という対立が導入され読を回避したのである。ただし、両神名とも「邇」が上声では

施注者は、この「邇」が平声ではないことを注で示すことで誤

た(この点は小松説を支持。語源的に同一と考えられる二つの

も合理的だ)。その際、施注者は、イザナキ・イザナミの末尾

「邇」の声調が異なる以上、施注者の作為という発想がもっと

問題にまでこだわって注が施されていると評価すべきである。ろう。しかし、右の例はそのような通常の誤読の範疇を越えたに、「鳴し」を「鳴り」に解してしまったなら、それは誤読だば、国生み段の施注箇所、「天浮橋に立た」を「天浮橋を立て」ば、国生み段の施注箇所、「天浮橋に立た」を「天浮橋を立て」以上の小松・山口説を受けて、私が考えてみたいことは以下以上の小松・山口説を受けて、私が考えてみたいことは以下

なりうるのだろうか。『万葉集』には「天原」の例が散見する雲+野」なのか「豊+雲野」なのか、などということが問題にが「高天+原」なのか「高+天原」なのか、「豊雲野」が「豊そもそも、史書として『古事記』を読むときに、「高天原」

から「高天原」が「高+天原」であることはその通りだろう。

も「命」という接尾語からも明らかである。それをさらに分析いか。また、「豊雲野命」が固有名詞であることは、文脈からうことは考え難い。「高天原」は「高天原」でよいはずではな「高天+原」なのか「高+天原」なのか首をひねる、などといしかし、この『古事記』の冒頭の場面で、古代の読者の誰もがしかし、この『古事記』の冒頭の場面で、古代の読者の誰もが

の異様さを我々は感じるべきである。神の名の創造。それは神もはや常識的な意味での注釈の範囲を明らかに越えている。そのは聴覚映像の創出、すなわち神の名の創造である。これは、さらに、宇比地邇神と須比智邇神について施注者が行なったうな過剰な深度において開示しているのだ。

だ。生み出した神が含まれていた。そのことを問題化すべきなの生み出した神が含まれていた。そのことを問題化すべきなのそのものの創造でもある。『古事記』の神々には、注釈行為が

出してしまう知の営み、ということである

う。神という不可知の所与を注釈しつつ自らの神を新たに作り

私は、このような注釈行為を「神学的注釈」と呼びたいと思

以下に検討する日本紀講は、このような注釈的知の世界であいた、と。古代とはそういう世界であったはずである。ならば、その時から神々への聖なる責任を背負い込んでしまった女万には、その時から神々への聖なる責任を背負い込んでしまった安万には、その時から神々への聖なる責任を背負い込んでしまった安万には、その時から神々への聖なる責任を背負い込んでしまった、と。古代とはそういう世界であったはずである。ならば、のだろうか。伝承を守らせる力は神への恐れである。ならば、のだろうか。伝承を守らせる力は神への恐れである。ならば、のだろうか。伝承を守らせる力は神への恐れである。ならば、な安万侶はこのような注を施す時、何の恐れを感じなかった太安万侶はこのような注を施す時、何の恐れを感じなかった

二 日本紀講と氏文の生成

はずである。あらかじめ、そのことを確認しておきたい。現した言説空間ではない。それは最初から古代世界に存在したる。しかし、それは必ずしも平安の日本紀講において初めて出

これはご丁寧に過ぎはしまいか。つまり、この二つの注は、

聖

して、本当に固有名詞なのは「雲野」だけですよと提示する。

なる名前についての知を、通常の読者の至り着くことのないよ

波紋は次第に広がり、結局新たな神話テキストが生成するのでがて、その神が席を占めている系譜や物語に波及するだろう。神が分節される、あるいは変貌する。その小さな出来事は、や成する端緒の一つだ、とも言える。注釈的思考により名として『古事記』の自注が垣間見せてくれるのは神話テキストが生

古代における神話テキストの生成は『古事記』一回きりの事古代における神話テキストの生み続けた、と考えられる。

める。(四)の主張で本稿にとって重要な点は以下の二点でである。神野志の主張で本稿にとって重要な点は以下の二点で、この観点を、近年、正面から問題化したのが神野志隆光の論

神話テキストを一元化してゆく、つまり『日本書紀』を再構築説を総体として「日本紀言説」と呼ぶ。日本紀言説は多元的な「第一点。神野志は、日本紀講で交わされたようなタイプの言

しとして生まれてきたものである。紀』は、日本紀言説の渦中から『日本書紀』の九世紀的作り直してゆく方向へ運動するものだ。『古語拾遺』と『先代旧事本

を神話テキストに回収する方向で進んだ。『古語拾遺』を経て運動は『日本書紀』と律令祭儀のずれを解消、つまり律令祭儀ののだ。日本紀言説の運動はそのような関係を作り出す。このまで固有のテキストと固有の祭儀との間に固有の関係が成り立両者はいついかなる場合も支え合っているわけではない。あくは歴史のダイナミズムの中で作られてゆくととらえるべきだ。は歴史のダイナミズムの中で作られてゆくととらえるべきだ。

『先代旧事本紀』に至ってそれは完成した。

る。そこが重要である。 第一点は、言うまでもなく、九世紀から十世紀にかけての氏第一点は、言うまでもなく、九世紀から十世紀にかけての場として我々はどこを見るべきなのか、はっきり文類の生成の場として我々はどこを見るべきなのか、はっきり文類の生成の場として我々はどこを見るべきなのか、はっきり文類の生成の場として我々はどこを見るべきなのか、はっきり文類の生成の場として我々はどこを見るべきなのか、はっきり文類の生成の場として我々はどこを見るべきなのか、はっきり文類の生成の場として我々はどこを神野志の指摘は予慮させ、 第一点は、言うまでもなく、九世紀から十世紀にかけての氏

してみる。 (2) える諸言説の、問題化すべき要点を順に、紙幅の許す限り検討える諸言説の、問題化すべき要点を順に、紙幅の許す限り検討

以下、この神野志の示唆に導かれつつ、

日本紀講の私記に見

一古語」への希も

たとえば、

弘仁私記・序はこう述べる。『日本書紀』第一、

…。 の一つは「神代」の「古質」の言葉を注記するという点にあっ 記・甲本一一~一二頁)。つまり、日本紀講の注釈作業の眼目 を以て詞語を弁じ、丹点を以て軽重を明」らかにしたもの(= を以て詞語を弁じ、丹点を以て軽重を明」らかにしたもの(= を以て詞語を弁じ、丹点を以て軽重を明」らかにしたもの(= を以て詞語を弁じ、内点を以て軽重を明」らかにしたもの(= を以て詞語を弁じ、内点を以て軽重を明」らかにしたもの(= を以て詞語を弁じ、内容が「神代」に関わり、言葉に「古質」を多く含

化した訓読である。なぜそのようなことをするのか、その思想紀』の訓読は、音読してもよさそうな漢籍語まで無理やり和語をなり、その方針は人代へも及ぶ。日本紀講における『日本書を知ろうとするなら、その中国語の字面の向こうに「古語」がは「神代」である。したがって、『日本書紀』によって「神代」

的根拠をこれらの言説から読み取るべきである。

これに関連して注意すべきは、『日本書紀』は「音訓の外」これに関連して注意すべきは、『日本書紀』は「音訓の外」これに関連して注意すべきは、『日本書紀』は「音訓の外」これに関連して注意すべきは、『日本書紀』の「日本」をどう読むか。音ならる。たとえば『日本書紀』の「日本」をどう読むか。音ならにっぽん」、文字に即した訓なら「ひのもと」と読むべきいがある。その根拠は「やまと」という言葉の由来にある。天地にある。その根拠は「やまと」という言葉の由来にある。天地に関連して注意すべきは、『日本書紀』は「音訓の外」これに関連して注意すべきは、『日本書紀』は「音訓の外」これに関連して注意すべきは、『日本書紀』は「音訓の外」

語」に含めてよいだろう。「神代」は「古語」であり、「古語」書物の中で顕現せしめるのは「古語」である。「倭歌」も「古方向付けていると考えられる。「神代」すなわち神々の時代を

においては、これは重い義務である。

ともあれ、これらの言説は日本紀講の注釈のあり方を自ずと

事件だ。

的古語にこそ還元されねばならなかったのだ。

と読まれていた。ところが、承和の時に「滋相公」(滋野貞主。 書第一の「畫滄海」の「畫」字は承和講書以前は「かきなす」 根拠に読みが決められる場合もあった。たとえば、 れた『古事記』が用いられたのも、このような古語志向による (承平私記=国史大系・丁本、一九○頁)。当然、『古事記』を 『日本書紀』を読む際の「調度」(参考書)として和文で書か 国生み段ー

キストの断片が生成した、ということである。承和講書の時の れるに至ったとは、「畫」という文字の向こうにもはや別のテ 七頁)。「畫」一字が「しほこをろこをろにかひなして」と読ま きも示そうとのことだった(釈日本紀・巻一六、神道大系四○ に「畫」に「なす」を添えて読んでいるのだから、その鳴る響 をろにかひなして」と読むことになったのだという。その理由 の意」に依り「長詞」を加えて「あをうなはらをしほこをろこ 若き日に弘仁講書に参加している)の意見を入れて、「古事記 「既に鳴すの声有り。其の響きを標すべし」、つまり、すで

然に存在していたわけではないだろう。その中には、このよう 言説空間で創作されたテキストとして位置付けられるべきであ 読語による超訓読文である。 な事件によって作られた読み方が含まれるはずだ。言わば超訓 写本の傍訓や私記からうかがわれる『日本書紀』 養老の当初から一般の漢文訓読文と同水準のものとして自 これらの超訓読文は神学的注釈の の訓 読文

畫

の超訓読語「しほこをろこをろにかひなして」は

すには漢字よりも「仮名」の方がふさわしい。その「仮名」が

皇」が「古語」と呼ばれている。この『日本書紀』 柱底つ磐の根に太しき立て高天原に摶風峻峙りて始馭天下之天柱底つ磐の根に太しき立て高天原に摶風峻峠りて始馭天下之天たとえば神武紀元年の記事では、天皇の称詞「畝傍の橿原に宮 ういった成句も「古語」の範疇に含まれていたと考えられる。 語」の用例が日本紀講の参加者に正確に理解されてい しほこをろこをろにかひなして」も一古語」である。 自体の「古

すでに単語ではない。しかし、藤井貞和が指摘したように、こ

田部公望によって、聖徳太子撰の由緒ある史書にして『日本書 にも当てはまる。『先代旧事本紀』は、承平講書の際に博士矢 ことにはならない、ということである。あくまで『日本書紀』 は正典として保持される。このことは『先代旧事本紀』の場合 って、では『古事記』の講書を宮廷行事として行なおうという

もう一つ、ここで注意しなければならないのは、だからと言

て完成させることはついに誰にもできなかったのだ。 ストとでも呼ぶべきものが…。そして、それを新たな史書とし が『日本書紀』の字面の向こうに希求されていたのではない 『古事記』でも『先代旧事本紀』でも代りえない絶対的な何か にとって代ることはなかった。なぜだろう。あえて言えば、 神代そのものを体現する、言わば純粋古語テキ

説、国史大系一九一頁以下)。漢文の『日本書紀』の起源に古されたのだ(以上、承平私記およびそこに引かれた元慶講書のし、それが漢文に書き改められて『日本書紀』の起源に及ぶのである。すなわち、そもそもが『日本書紀』の起源に及ぶのである。すなわち、そもそもが『日本書紀』の起源に及ぶのである。すなわち、そもそもが『日本書紀』の起源にないである。すなわち、そもそもに神天皇の時代に漢字が伝来した時から存在したものと考えら応神天皇の時代に漢字が伝来した時から存在したものと考えらに神天皇の時代に漢字が伝来した時から存在したものと考えらに神天皇の時代に漢字が伝来した時から存在したものと考えらに神天皇の時代に漢字が伝来した。

大系四一四頁)。 『釈日本紀』に次のような有名な一節がある(巻一六、神道語への過剰な希求が生み出した幻像とは言えまいか。 語=仮名の原『日本書紀』の存在が幻視されていた。これは古

・天狭田 アマノサナダ

文永三年は一二六六年。天窟戸段本文の「天狭田」は日本紀想の子細に依り、「名」の字を加点するなり。

文永三年七月廿八日戊午。天晴。今暁卯の刻、

先師夢

まった。 「国史大系・乙本」ではアマノサダと読まれていた。 でのだ。中世にはここまで行き着くのである。しかし、同じ欲する聖なる欲求であろう。その欲求の激しさが「夢想」を呼んき寄せたのは、失われた神代の古語をなんとしても回復せんとき寄せたのは、失われた神代の古語をなんとしても回復せんとき寄せたのは、失われた神代の古語をなんとしても回復せんと語れていた。 ではアマノサダと読まれていた。 は、一次ではアマノサダと読まれていた。 ではアマノサダと読まれていた。

四 『日本書紀』を逸脱する物語

の場で語られた例も私記の中に散見する。と単純な動機、つまり古語理解の一環として語源譚が日本紀講るために語源譚が引かれるという特殊な場合であったが、もっ面があった。「やまと」の例のように、古語の由来の古さを証明す前節の「やまと」の例のように、古語の由来の探求と不可分の『日本書紀』の文字面を古語に還元しようとする営みには、

たとえば、仁徳紀三〇年一一月の歌謡に見える枕詞「つのさ

の話が孝霊天皇に掛けて語られるのかも不明である。頁)。もちろんこんな話は孝霊紀には書かれていない。なぜこの語を冠するのだ、と(釈日本紀・卷二五、神道大系六四九の語を冠するのだ、と(釈日本紀・巻二五、神道大系六四九になって角で堤を壊そうとしたが堤の中の磐石が角に触れてこはふ」の由来はこう説明される。孝霊天皇の時代のこと、牛がはふ」の由来はこう説明される。孝霊天皇の時代のこと、牛が

う。ちょうど、神武紀三一年に掛けて、「そらみつ」の由来譚さの由来譚は重要な物語として新編孝霊紀に登録されただろである。もし古代の誰かが新編『日本書紀』を作ったならば、である。もし古代の誰かが新編『日本書紀』を作ったならば、求するところなのだ。そして、そのような、おそらくいくぶんするのは、注釈者に課せられた義務であると同時に彼自身の希である。もし古代の誰かが新編『日本書紀』を作ったならば、である。もし古代の誰かが新編『日本書紀』を作ったならば、である。もし古代の誰かが新編『日本書紀』を進れたのではないだろう。前節この話は単なる座興として語られたのではないだろう。前節この話は単なる座興として語られたのではないだろう。前節この話は単なる座興として語られたのではないだろう。前節

こうして物語を吸引する日本紀講の磁場は、『日本書紀』にたるニギハヤヒ降臨神話が記されたように。

蛇退治段本文の「寸斬」を注して、私記には、る。すでに別稿で論じたことのある例だが、たとえば、八岐大ない物語だけでなく、『日本書紀』の物語の異説をも招き寄せ

の甚しきなり。 成り、惣て八つの雷に為りて、飛躍して昇天す。是、神異師説。此の蛇は斬られて八段に為れり。即ち、段毎に雷に

って初めて異説は語られたと考えるべきである。おそらく、先語であるからこそ博士は語ったのだ。そのような価値判断があれが『日本書紀』本文以上に「神代」を明らかにしてくれる物はこうだったのですよ、と語られたものであろう。つまり、そけ、日本書紀』にはない内容である。察するに、『日本書紀』にはスとある(釈日本紀・巻七、神道大系一七四頁)。もちろん『日とある(釈日本紀・巻七、神道大系一七四頁)。もちろん『日

四の大蛇退治の場面は、写を取り込まない手はないだろう。事実、『先代旧事本紀』巻もし新編『日本書紀』が書かれたならば、このディテール描

義務感と欲求が根底にあるはずである。

に見た古語や語源への希求と一連なりの、神代を解明せんとの

のだ。もちろん、『先代旧事本紀』を聖徳太子の撰んだ最高の(ミッ)。 となっているのである。見逃さずにしっかりと取り込んでいるとなっているのである。見逃さずにしっかりと取り込んでいる段成雷。惣為八雷、飛躍昇天。是神異之甚矣。 エ蛇為八段。即毎素戔鳥尊、乃抜所帯十握剣、寸斬其蛇。此蛇為八段。即毎

史書として仕上げるためにである

て日本紀講の言説空間で成長し続けていたのである。 「日本書紀」はこうしに異説が詠まれた例も指摘されている。 『日本書紀』はこうしに、言わば物語の聖なるブラック・ホールであり、やがて再した、言わば物語の聖なるブラック・ホールであり、やがて再した、言わば物語の聖なるブラック・ホールであり、やがて再した、言わば物語の聖なるブラック・ホールであり、やがて再した、言わば物語の聖なるブラック・ホールであり、やがて再した、言わば物語の聖なるブラック・ホールであり、やがて再した、言わば物語の記述地である。

事記』の自注に関連して述べたように、神学的注釈の言説空間間を母胎として出現した、ということを予想させる。先に『古現したのではなく、『日本書紀』神代の後に日本紀講的言説空間が出このことは、『日本書紀』神代の後に日本紀講的言説空間が出までもなく一書の数々を記載するというそのあり方とである。言うれのように吸い込むというあり方は、そもそも『日本書紀』神ルのように吸い込むというあり方は、そもそも『日本書紀』神ルのように吸い込むというあり方は、そもそも『日本書紀』神

五 神名解釈と神統譜の生成

はそもそも最初から存在したはずなのである。

は「国常立尊、豊斟渟尊、神戸之辺尊、大苫辺尊、伊奘諾、伊すなわち、元慶講書の際には、神名の「由」を問われた博士る。『釈日本紀』所引の私記と承平私記とを較べると、この神る。『釈日本紀』所引の私記と承平私記とを較べると、この神るちろん、神代紀本文の神世七代の神々の名は最重要課題であ古語の注釈には、最重要の古語たる神名の解明も含まれる。古語の注釈には、最重要の古語たる神名の解明も含まれる。

奘冉」については未詳だと答えている(釈日本紀・巻五、神道

喜の時に新案を得、その説が三十年後の承平講書においても生り、元慶の段階で不明だった国常立の名義は、二十数年後の延公望にとっての先師とは延喜講書の博士藤原春海である。つま師説」として国常立の名義を説いている(国史大系一九八頁)。ところが、承平講書の博士矢田部公望は「先大系一〇三宮)。ところが、承平講書の博士矢田部公望は「先

の意。 国常立=「天下の始祖」が国を「子孫」に永久に伝えるる(国史大系一九八・二〇一頁)。まとめると次のようになる。この時、公望は神世七代の神々の名義を網羅的に説明してい きていたのだ。

れた神の意。 国狭槌=天地開闢の後、「土地」がまだ狭かった時に生ま

時に生まれた神の意。 豊斟渟=「地形」が広くなり自ずからに「沼沢」ができた

れた神の意。 泥土煮=開闢の後、土地がまだ乾いていなかった時に生ま

えるべきである。日本紀講が神を再生させるのだ。は、『古事記』の神名注釈と同じ意味での、神の西

なった名前が再び解明されている点である。ここでなされたの

神の再創造だと考

沙土煮―土地が乾いた時に生まれた神の意。

神の意。 面足=「人体」が備わり「顔面」が「分明」になった時の

時の神の意。 惶根=「礼儀」が備わり「威光」が畏むべき状態になった

奘冉については説かれていない。元慶以来の未詳状態が続いて残りは元慶以来の説であろう。大戸之道・大苫辺・伊奘諾・伊国常立については延喜の説、豊斟渟はおそらく公望の新案、

いたということだろう

はずである。神の再創造に終りはないのである

地」であったなら、なぜツチに「土」や「地」ではなく、中国性もある。しかし、もし『日本書紀』筆録者の解釈が「狭い土うに訓仮名を用いた例もあるから、「槌」が訓仮名である可能紀』の固有名表記には「豊秋津洲」「泉津平坂」の「津」のよい。の間有名表記には「豊秋津洲」「泉津平坂」の「津」のよい。の間有名表記には「豊秋津洲」「泉津平坂」の「津」のよいのものである保証はどこにもない。たとえば、クニノサ初からのものである保証はどこにもない。たとえば、クニノサ初からのものである保証はどこにもない。たとえば、クニノサ初からのものである保証はどこにもない。

最も注意すべきは、国常立や豊斟渟のように一度名義未詳とのままに解釈できる可能性も十分にある、ということである。必要がある。逆に言えば、国狭槌の名義は『日本書紀』の字面わざわざ用いて「槌」と表記したのか、その理由が説明される語としては解読不可能な訓仮名をこのような巻頭の重要箇所にましては解読不可能な訓仮名をこのような巻頭の重要箇所にましては解読を

き変えだろうが、当てられた漢字は改変者の解釈を示しているかけで傍訓する書式が平安初期のものとは考え難く、後世の書やへ」「イサナキ」と傍書されている(国史大系一五頁)。カタ奘諾には「去来鳴」の字を当て、カタカナでそれぞれ「オホトい。たとえば、現存弘仁私記では大苫辺には「大戸間辺」、伊い。たとえば、現存弘仁私記では大苫辺には「大戸間辺」、伊い。たとえば、現存弘仁私記では大苫辺には「神代」は明らては解明されるだろう。それが分からなければ「神代」は明らた政治が

神名だけが未詳とされたのだと考えると辻褄が合う。

て理解しつつ個々の神名が解釈されているのである。るのだと、そのようにこの系譜全体を一つのコンテキストとしとなって、次第に地上世界ができあがってゆく様子が提示されえてのものである。つまり、神名の連なりがイメージの連なり明らかに、これらの神名連鎖が一つのコンテキストを成すと考明らかに、これらの神名連鎖が一つのコンテキストを成すと考

さて、

公望による神世七代(より正確には五代)の解釈は、

段階からこのコンテキスト理解は存在し、そこからは解けない斟渟に与えられた新案もやや苦しい理屈である。つまり、元慶様相というコンテキストではにわかには解き難い。国常立と豊したものだろう。元慶段階で未詳とされた国常立・豊斟渟・大このようなコンテキスト理解は、おそらく元慶講書でも存在

別の観点から言えば、この事実は、神世七代の系譜を地上世別の観点から言えば、この事実は、神世七代の系譜を地上世別の観点から言えば、この事実は、神世七代の系譜を地上世別の記載がある可能性を強く示唆する。系譜が全体として物語を形成のである可能性を強く示唆する。系譜が全体として物語を形成のである可能性を強く示唆する。系譜が全体として物語を形成のである。おそらく、神世七代のコンテキスト理解が加えとである。おそらく、神世七代のコンテキスト理解は日本紀間の言説空間で作られたのだ。

り高次な全体性の発明へと展開したのである。新たな全体性が

個々の神の名の探求が、

その神の名を包み込む、

ょ

ある。天地開闢から講書のあった弘仁期までを概括して、え、ないしは差し替えである。弘仁私記・序には奇妙な記述がこうした系譜の再解釈の先には何があるか。系譜の作り変のではないか。

聖主弘仁十年に至るは、一千五百五十七歳…。 て歳次を記すこと無し。但し、神倭天皇庚申の年より冷然の、緊切せず。伊諾命より彦瀲尊に至るは、史官不備にし

天常立命より惶根命に至るは八千億歳。是、

古記と雖

ずである。それはどのような判断か。 ずである。それはどのような判断か。世界が「天常立命」かとするのだ(国史大系一二~一三頁)。世界が「天常立命」かとするのだ(天常立命といいなかろう。三巻の立派な私記の序で、全歴史を総括するといはなかろう。三巻の立派な私記の序で、全歴史を総括するといいなかろう。三巻の立派な私記の序で、全歴史を総括するといいなかろう。三巻の立派な私記の序で、全歴史を総括するといいなが、そのだのに、三巻のかとするのだ(国史大系一二~一三頁)。世界が「天常立命」かとするのだ(国史大系一二~一三頁)。世界が「天常立命」かとするのだ(国史大系一二~一三頁)。世界が「天常立命」か

原文の「八千億歳」の下には次のような自注がある。「日本一書に此の句有り。但し、史官無く疑ひに渉る」。「天常立命…八千億歳」全体に及ぶ注で、つまり、「天常立命」から世界が始まる系譜が「日本一書」にあった、ということらから世界が始まる系譜が「日本一書」にあった、ということらから世界が始まる系譜が「日本一書」にあった、ということらから世界が始まる系譜が「日本一書」にあった。「日本一書」しているのである。何がよいのだろう。

激尊までは史官の不備で残念ながらそれがはっきりしない、と 間の記述を含むことである。「史伝の例」としては年次の記載 のに途切れることなく年数が数えられているが、伊諾命から彦 がある方がよいという価値観は承平私記にも見える 一八九頁)。この序でも、天常立命から惶根命までは古記録な 考えられることは、この異説は「八千億歳」という時 (国史大系

いうニュアンスである。「八千億歳」という数字があることは 「史伝」としての価値を増すポイントだったのである。 ただし、これは系譜自体の価値とは直接関係ない。いくら年

ないか…。 だ。そのような判断から選ばれたのが、この異説だったのでは ているのなら、天がまず成ったことを示す神名から始まるべき 順であった。もし、神世七代の神名連鎖が世界生成の様を表し 文によれば、天地の生成は天がまず成り、次に地が成るという 想像だが、要するにこういうことではないか。『日本書紀』本 初めにもってくるには名前自体の妥当性が必要である。以下は 数付きとは言え、『日本書紀』本文とは異なる神の名を世界の

ある。このことは、 それは「帝王紀文」のような『日本書紀』以外の文献の語彙で もって行なわれたことを示す。また、この私記には各天皇毎に り、このことは、 の語彙の掲出順は『日本書紀』の記載順ではなく系譜順であ 末尾にまとめて『日本書紀』にない語彙が記載されているが、 つ、正統な系譜を『日本書紀』によって確かめるという目的を 弘仁講書が『新撰姓氏録』の編纂と連動しつ 弘仁講書ではそういった文献をも参照しつ

> いたのだ、と。 された、そのような時代の空気と弘仁講書は密接につながって 「日本紀漏」と注記されるような氏族も『新撰姓氏録』に記載

つ氏姓の正統を確認する作業が行なわれていたことを示す。

から始まる神統譜を書き付けることは不自然ではなかったの のである。そのような言説空間から生まれた私記の序に天常立 つ、より正統なものを選ぼうと志向する言説空間だったらしい 要するに、弘仁講書は系譜について様々な異説が競合し、

ストの生成である。(w) ば、 間軸となりさらに高次の全体性へと向かおう。新たな神話テキ もしこの序を書いた人物が新編『日本書紀』を作ったなら その神世七代は天常立から始まったことだろう。 系譜は時

機によって文献ごとに生成する、とは古代から中世に渡る この説にはそのような表記史への洞察の裏付けがある。 種々の文献を対象として小松が実証してきた命題である。 院)。なお、表記の技は誤読をいかに防止するかという動 小松英雄 小松前掲書二二〇~二二一頁。 『国語史学基礎論』(一九七三年一月、笠間

早く粕谷興紀は次のような重要な指摘をしている。

弘仁私記

4 クセントが異なるのに等しい。 小松前掲書二九五~二九六頁。

3

東京方言で樹木の「杉」と人名の「杉

(良太郎)」のア

2

小松前掲書三一四~三二五頁。

5

山口佳紀『古事記の表記と訓読』(一九九五年九月、 有

注・声注について網羅的に考証して、小松の発見が原則的 精堂)八〇~八三頁。なお、本書の第二章は、 に正しいことを論証している。 古事記 の訓

7 は、森朝男「な」(古代語誌刊行会編『古代語を読む』、 九八八年一月、おうふう)を参照 と対峙し神を祭る者の問題である。神の名の問題について そもそも神の名についていかなる知を獲得するかは、

8 テラスの変身譜』、一九九六年一○月、森話社)で論じた。 胎――方法としての宗教実践者――」(斎藤英喜編『アマ テキストとの関係については、拙稿「アマテラス神話の胚 とである。なお、宗教実践者、および、宗教実践者と神話 参看を乞う。 神の名を注釈することはもはや宗教実践の世界に入るこ

9 な聖なる知の働きが背後にあるはずだからである。 直しが必要であろう。伝承の知とは別次元の、より創造的 も、より古代的に読むためには、このような観点からの見 方、万葉集の用字、風土記等の地名・枕詞の語源神話など 日本書紀本文の神統譜と注記された一書の数々の書かれ

10 九九三年一二月、和泉書院)等を参照 神野志隆光である。同編『論集『日本書紀』「神代」』(一 毎にその意義を考えるという方法を明確に打ち出したのは 神話テキストを古代神話として一括りにせず、テキスト

11 紀講――」(『日本文学』一九九四年一一月号)、および、 月号)を参照されたい。 「日本紀講と先代旧事本紀」(『日本文学』一九九七年一〇 拙稿「偽書づくりのわざ――先代旧事本紀の方法と日本

12

神野志隆光「古代天皇神話の完成」(『国語と国文学』 |

14

13 文学会大会口頭発表、一九九七年五月) 九九六年一一月号)、および、「平安期の日本書紀」 歴代の日本紀講は以下の通りである。 ⑤延喜講書 ③承和講書 ②弘仁講書 ①養老講書 *私記等平安期の資料に名が伝わるの 弘仁3(八一二)年6月2日開講 延喜4(九〇四)年8月22日開講 8月29日竟宴。 元慶2(八七八)年2月25日開講 承和11 承和10(八四三)年6月1日開講 延喜6(九〇六)年10月22日終了。 元慶5(八八一)年6月29日終了。 *終了時期は不明 (八四四) 年6月丁卯終了。 を参照

承平6 (九三六) 竟宴。 天慶6(九四三)年9月終了。12月24日 年12月8日開講。

月17日竟宴。

⑦康保講書

康保2 (九六五)

年8月13日開講

*終了時期は不明

代に於ける日本書紀講究」(史学会編『本邦史学論叢』、一 私記の全体像・考証・評価等については、太田晶二郎「上 略説明や考証的議論は必要最低限にとどめる。 文館)が最も有益であるので、そちらを参照されたい。 九三九年五月、冨山房、 この序については、九世紀初頭の文献と認めるか否かで 本稿では紙幅の関係で、日本紀講および私記に関する概 再収『太田晶二郎著作集』吉川弘 日本紀講と

翌年

系一九九頁)。つまり、十世紀初めには日本紀講の言説空 二郎「上代に於ける日本書紀講究」、田中卓「弘仁私記の 間の一部を成していたテキストである の部分も含めて承平講書の私記に引用されている(国史大 とする。本稿では後者に従っておく。なお、この序は自注 から弘仁講書と密接な関わりをもつ文献と見てかまわない 四月)は、丹点云々の問題を認めつつも、仮名遣いや内容 本書紀私記甲本の研究」(『芸林』一九巻二号、一九六八年 籍と史料』、一九九三年八月、国書刊行会)、粕谷興紀「日 研究――主として序文をめぐる諸問題――」(同著 であることを根拠に偽書説。これに対して、 は、「丹点を以て」声点を加える方式はこの時期には異例 究』第二章第二節(一九六三年三月、東京大学出版会) 前掲の太田晶

22

- 15 月、神道大系編纂会)は、この記事を承平講書の私記とす 野田光雄(神道大系『釈日本紀』)「解題」(一九八六年一二 叢』一六巻二、三号、一九八三年四、六月)、および、小 粕谷興紀「『日本書紀』という書名の由来」(『皇学館論 ただし、根拠は示されていない。
- 16 士に任じられたのも、このことと関わるか 承和講書で、「知古事者」(『続日本後紀』) 菅野髙年が博
- 17 訓読されなかった可能性も示唆している。 第二章第二節を参照。築島は『日本書紀』は奈良時代には 前掲の築島裕『平安時代の漢文訓読語につきての研究』
- 19 18 二月、 この点は神野志隆光が強調している(前掲「古代天皇神 藤井貞和『物語文学成立史』 東京大学出版会)。 第三章第二節 (一九八七年

議論がある。築島裕『平安時代の漢文訓読語につきての研

- 20
- もっと新しいのか(後世の改編か)、という問題は残る。 の存在が確認される承平講書の段階までになされたのか、 用したものと考えられる。それが、『先代旧事本紀』十巻 両者の関係は、私記の文章を『先代旧事本紀』が直接引 前掲拙稿「日本紀講と先代旧事本紀」。
- 本書紀」)。 西宮一民『日本上代の文章と表記』第二章第二節

すでに神野志隆光が問題化している(前掲「平安期の日

- 23 歌』におけるニギハヤヒ」(『国語と国文学』一九九五年一 七〇年二月、風間書房)、および、徳盛誠「『日本紀竟宴和 ○月号)を参照
- 24 う。 記との照合でも、この記事を元慶私記と考えると辻褄が合 する太田晶二郎(前掲)の説に従っておく。後述の承平私 概ね公望の父(?)矢田部名実の残した元慶私記だと推定 抹消されている。この形で『釈日本紀』に引かれた私記は 望」(承平講書の博士矢田部公望のこと)の部分は斜線で 「神戸之辺尊」は「大戸之道尊」の誤とみてよいだろう。 この部分は「公望私記日」として引かれているが、「公

これらも元慶私記で、この五神については元慶段階から名 義説が存在したと考えるとすべてが整合する が見える(巻五、神道大系一○三~一○四頁)。おそらく は、右と同じ書式で『釈日本紀』に引かれた私記に名義説 また、 国狭槌・泥土煮・沙土煮・面足・惶根について

25 とあり、 原文には「常立之義者、天下始祖将伝子孫万代无窮歟」 やや文意が取りにくい。私案として本文のように

- 説明は、注(24)で述べた(推定)元慶私記に見える説と(26) 国狭槌・泥土煮・沙土煮・面足・惶根についての公望の解しておく。
- (2) 古橋信孝「古代天皇制の構造」第四節(同著『古代歌謡(2) 前掲「日本書紀私記甲本の研究」。 ――」二九六頁。

30

論』、一九八二年一月、冬樹社)を参照

諸問題であった。おそらく、そこまで視野に入れないと日日会員諸氏には長時間の発表につきあっていただき、かつ日会員諸氏には長時間の発表につきあっていただき、かつで感謝申し上げたい。
なお、口頭発表の前半部分を論文化したものである。当
における口頭発表の前半部分を論文化したものである。当

らえられない。別稿を期したい。

本紀講における注釈行為と宗教実践との関係は十全にはと